
苦手な人が多い

会社法・商業登記法を真に理解する 90 分

レジュメ①

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

【MEMO】

商業登記の本人確認の方法

平成30年度（午後択一）

第28問 商業登記における登記所への印鑑の提出に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 支配人を選任した商人（小商人及び会社である場合を除く。）が印鑑の提出をする場合には、印鑑届書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならない。

イ 株式会社の本店を他の登記所の管轄区域内に移転した旨の本店移転の登記の申請をする場合における新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してすることを要しない。

ウ 印鑑の提出は、印鑑届書に代理人の権限を証する書面を添付して、代理人によりすることができる。

エ 外国会社の日本における代表者が外国人である場合には、その日本における代表者は、印鑑の提出に代えて、自己の署名を登記所に届け出なければならない。

オ オンライン登記申請をする場合には、印鑑届書の提出に代えて、印鑑の印影に係る情報を同時に送信することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

（正解2）

対策のポイント

・仕組みを理解する

1 なりすまし申請の防止

商業登記は、会社の場合は代表者（代表取締役など）が会社を代表して登記申請をします。なりすまし申請もありますので（たまにニュースになります）、真の代表者が申請しているかを確認しなければなりません。

本人確認の方法は、日常生活では免許証や健康保険証の提示が多いです。不動産登記では、登記識別情報が本人確認に使われています。商業登記の本人確認は、また別の方法によります。「登記の申請書に押印すべき者が、あらかじめ印鑑を登記所に提出する方法」です。商業登記は、印影で本人確認をするんです。どういう仕組みなのか下記²で説明します。

2 印鑑届け

商業登記法 20 条（印鑑の提出）

- 1 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。
- 2 前項の規定は、委任による代理人によって登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

1. 印鑑を提出する者

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ印鑑を登記所に提出しなければなりません（商登法 20 条 1 項）。

「登記の申請書に押印すべき者」とは、会社であれば代表者です。司法書士が代理して申請する場合は司法書士が申請書に押印しますが、この場合は、司法書士が印鑑を提出するのではなく、委任状に押印する会社の代表者が印鑑を提出します（商登法 20 条 2 項）。代表者のなりすまし防止ですし、その後に登記申請をするのは会社の代表者ですから、司法書士ではなく代表者が印鑑を提出するんです。

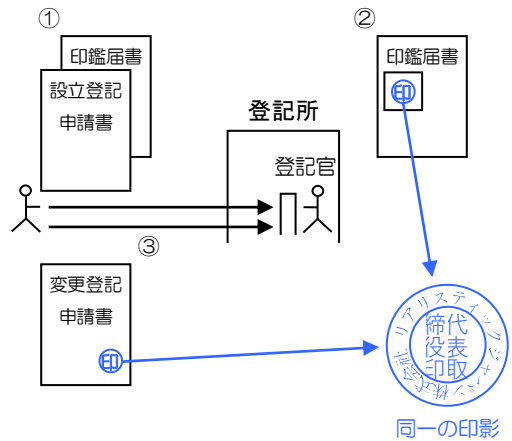
「あらかじめ」とありますが、これは設立登記の申請と同時によいと解されていて、通常は設立登記の申請と同時に提出します。

「印鑑を……提出」とありますが、印鑑（物体）自体を提出してしまったら、その後、その印鑑を使えなくなってしまいます。これは、「印影を提出する」（印鑑届書に押印して印鑑届書を登記所に提出する）という意味です。

2. 印鑑による本人確認の仕組み

以下のような仕組みで本人確認が行われます。

- ①（通常は）設立登記の申請と同時に印鑑（印影）を提出する
- ②提出された印影は、登記所に保存される
- ③その後、登記された事項の変更の登記がされる。この際、登記官は「本当にこの会社の代表者なのか？」ということを確認する必要がある。そこで、会社の代表者は、①で提出した印鑑で申請書または委任状に押印する。



なお、この印鑑が、法人の実印であり、「登記所届出印」のことで。

cf①. 会社がする商業登記には登記義務がある（会社法 909 条）

cf②. 会社がする商業登記には原則として登記期間の期間制限がある（会社法 915 条）

商業登記の添付書面の考え方

商業登記の申請は、申請書を登記所に提出してしましますが、それだけでは信用できません。そこで、添付書面も提出する必要があります。

添付書面は、大きく下記①と下記②の2つのことを証するために提出します。

① 申請の内容が真実と合致すること

真実に合致する事項を公示する必要がありますので、これが添付書面で証することの中核です。真実と合致することを証する書面としてよく出てくるのは、以下の条文に規定されている書面です。

商業登記法 46 条（添付書面の通則）

- 1 登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。
- 2 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

特によく出てくるのが、**取締役の過半数の一致があったことを証する書面**（商登法 46 条 1 項）、**株主総会議事録**、**取締役会議事録**（商登法 46 条 2 項）です。会社法で「取締役が決定しろ」「株主総会で決議しろ」「取締役会で決議しろ」などと規定されていることが多いので、その決定・決議をしたことを証するために、これらの書面を添付するんです。

添付書面の基本的な考え方

①必ずしも登記事項のすべてを証する書面が要求されるわけではありません。

不動産登記の権利に関する登記では、ほぼすべての登記の申請に登記原因証明情報の提供が要求され、登記原因を証明する必要があります。

しかし、商業登記では、登記事項のすべてを証する書面が要求されるとは限りません。

②登記事項でないことを証する必要はありません。

当たり前といえば当たり前ですが、登記すべき事項を証する書面が添付書面です。

③プラス要素があることを証する必要がありますが、マイナス要素がないことを証する必要はありません（プラスを積み上げていく発想）。

マイナス要素がないことまで証しては、キリがないからです。

ただし、登記記録から確認できるマイナス要素がある場合は登記できません。

ex. 取締役会がないのに、監査役会を設置することはできません（会社法 327 条 1 項 2 号）。

④登記事項そのものではなく、1つ前を添付する必要があります。

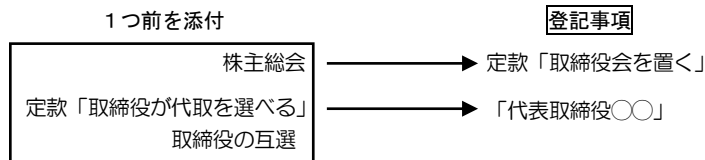
たとえば、定款記載事項が登記事項となることがよくあります。このときに添付するのは、定款ではなく、定款変更を決議した特別決議の要件を充たす**株主総会議事録**です。

ex1. 取締役会を置くという定款変更をした場合、取締役会設置会社の定めの設定の登記を申請します。このときに添付するのは、定款ではなく、定款変更を決議した特別決議の要件を充たす**株主総会議事録**などです。

それに対して、「〇〇ができる」という定款規定があったうえで、株式会社がその〇〇をし、登記事項が発生することもあります。このときには、**定款**も添付します。

ex2. 非取締役会設置会社においては、定款で「代表取締役を取締役の互選で定められる」とあれば、取締役が自分たちで代表取締役を選べます。この定款規定に基づいて取締役が代表取締役を選んだ場合、代表取締役の就任の登記においては、**定款**および**取締役の互選を証する書面**などを添付します。

「ex1. と ex2. の何が違うの？」と思われたかもしれません。要は、登記事項そのものではなく、1つ前を添付するんです。添付書面は、登記事項を「証する」ものなので、1つ前なんです。ex1. は定款の記載事項自体が登記事項です。それに対して、ex2. は定款の記載事項が登記事項ではありません。「代表取締役を取締役の互選で定められる」という定款規定があっても、取締役が代表取締役を選ぶのが10年後であっても構いません。



2 登記の申請が権限を有する者によってされていること

本人（会社の代表者など）かどうかの確認は、事前に印鑑（印影）を提出し、その印鑑（登記所届出印）で申請書または委任状に押印することで行います。

本人申請だと、本人しかいませんので、この本人確認のみでOKです。しかし、代理人申請の場合は、代理人の申請権限を確認する必要があります。それを証する書面が**委任状**です（商登法 18 条）。不動産登記と同じ仕組みですね。

【MEMO】

設 立

平成30年度（午前択一）

第27問 株式会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 募集設立の場合において、株式会社の成立後、定款に記載された設立に際して出資される財産の最低額に相当する出資がなかったことを原因として当該株式会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、発起人は、設立時募集株式の引受人に対し、連帯して、払込金を返還する責任を負う。

イ 発起設立の場合において、現物出資の目的財産である甲土地について定款に記載された価額が2000万円であって、財産引受けの目的財産である乙建物について定款に記載された価額が400万円であるときは、甲土地について定款に記載された価額が相当であることについて、監査法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けたときであっても、発起人は、乙建物に関する定款の記載事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

ウ 募集設立の場合において、設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間の初日のうち最も早い日以後に、定款で定められた発行可能株式総数についての定款の変更をするときは、発起人及び設立時募集株式の引受人の全員の同意によらなければならない。

エ 発起設立の場合において、発起人は、株式会社の成立前に、払込みの取扱いをした銀行から払込金の返還を受け、返還を受けた払込金をもって株式会社の設立の登記の登録免許税を支払うことができる。

オ 発起設立の場合において、設立時発行株式1株のみを引き受けた発起人が、出資の履行をせず、設立時発行株式の株主となる権利を失ったときであっても、他の発起人が引き受けた設立時発行株式につき出資した財産の価額が定款に記載された設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を満たしているときは、株式会社の設立の無効事由とはならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

（正解4）

対策のポイント

難化傾向

- ① 純粋な設立以外の肢もまざる（オ）
- ② 実務のイメージができるか（エ）
- ③ 細かいところの正確さ（イ）

■ 純粋な設立以外の肢もまざる（上記①）

平成 27 年度（午前択一）第 27 問

エ 株式会社の設立の無効の訴えの提訴期間は、会社法上の公開会社にあつては会社の成立の日から 1 年以内であり、それ以外の株式会社にあつては会社の成立の日から 2 年以内である。

オ 監査役設置会社の設立の無効の訴えについては、株主、取締役、監査役又は清算人は原告適格を有するが、発起人は原告適格を有しない。

平成 26 年度（午前択一）第 27 問

イ 複数の発起人のうち、設立時発行株式を 1 株も引き受けない発起人がいる場合であっても、他の発起人が全ての設立時発行株式を引き受けるときは、設立の無効原因とはならない。

オ 株式会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、設立は、初めから無効となる。

平成 24 年度（午前択一）第 27 問

ア 株式会社は、発起人がいなければ、設立することができない。

■ 実務のイメージができるか（上記②）

平成 29 年度（午後択一）第 28 問

エ 設立の登記の申請書に、設立しようとする会社の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に所属しない公証人が認証した定款を添付して、設立の登記の申請をすることができない。

- ・ 講義中の実務のハナシ
- ・ 司法書士のウェブサイトの閲覧

■細かいところの正確さ（上記③）

平成30年度（午後択一）第30問

ウ 普通株式2000株のみを発行している会社が、製造機械を出資の目的とし、かつ、募集事項の決定の際に当該機械の価額を500万円と定めていた場合において、募集株式の引受人に対し新たにその発行する普通株式200株及び自己株式50株を割り当てるときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付しないで、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

エ 市場価格のある有価証券を出資の目的とし、かつ、会社が募集事項の決定の際に当該有価証券の価額を900万円と定めていた場合において、当該有価証券を当該会社に給付した日におけるその市場価格が1000万円であるときは、当該市場価格を証する書面を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

オ 不動産の賃借権を出資の目的とする場合において、会社が募集事項の決定の際に当該賃借権の価額を2000万円と定めていたときは、その価額が相当であることについて税理士の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

4 ウオ 5 エオ

cf. 設立の学習に役立つ視点

設立の流れ

- ①定款の作成
- ②社員（株主）の確定
- ③機関の具備
- ④登記

発起設立・募集設立に共通して適用される条文

会社法 25条2項～37条, 39条, 47～56条

設立時取締役の仕事

設立時取締役の仕事は、以下の2点のみ。

- ①設立調査（会社法46条, 93条）
- ②設立時代表取締役の選定・解職（会社法47条1項, 2項）, 設立時委員, 設立時執行役および設立時代表執行役の選定・選任・解職・解任（会社法48条1項, 2項）

設立中の株式会社の意思決定機関の基本的な考え方

（原則）発起人の過半数

（例外）株式関連の事項は発起人全員の同意

持分会社

平成30年度（午前択一）

第32問 持分会社に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものは、どれか。

- 1 持分会社を設立するには、その社員になろうとする者は、定款を作成し、その定款に公証人の認証を受けなければならない。
- 2 合同会社においては、その社員が破産手続開始の決定を受けたことによっては退社しない旨を定款で定めることができない。
- 3 合名会社の社員は、当該社員以外の社員の過半数の承諾があれば、その持分を他人に譲渡することができる。
- 4 合資会社が資本金の額を減少する場合には、当該合資会社の債権者は、当該合資会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができる。
- 5 合名会社の成立後に加入した社員であっても、その加入前に生じた当該合名会社の債務について、これを弁済する責任を負う。

（正解5）

平成30年度（午後択一）

第35問 合資会社又は合同会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 社員Aの死亡時に解散する旨を定款で定めている合資会社において、Aが死亡した場合には、Aの死亡による変更の登記、解散の登記及び清算人の登記は、同時に申請しなければならない。

イ 合資会社の業務を執行しない無限責任社員Aの責任を有限責任に変更したことによる変更の登記は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務を執行する社員の全員の同意があったことを証する書面を添付して申請することができる。

ウ 合同会社の設立に際し、定款の定めに基づく社員の互選によってAが代表社員と定められた場合において、Aが代表社員への就任を承諾したことを証する書面に押印された印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければ、設立の登記を申請することができない。

エ 合同会社の設立に際し、自然人A及び合同会社Bが業務執行社員として定められた場合において、合同会社Bの代表社員がC株式会社であり、その職務執行者がDであるときは、資本金の額の決定についてA及びDの一致を証する書面を添付して、設立の登記を申請することができる。

オ 合同会社の業務執行社員としてAが新たに出資をして加入するに際し、平成30年6月25日にAの加入に関する事項についての総社員の同意があり、同月28日にAが出資に係る払込みの全部を完了した場合には、平成30年6月28日を変更日として業務執行社員の加入及び資本金の額の変更の登記を申請することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

(正解5)

対策のポイント

- ①持分会社の性質・特徴の理解（1・3・4・ウ・オ）
- ②定款の絶対的記載事項と登記事項（最低限「社員」と「資本金の登記の有無」）の暗記

■持分会社の性質・特徴の理解（上記①）

基本イメージ

たとえば、一流大学の大学生であるにもかかわらず、就活をせずに、マンションの一室で友人数人でネット事業を行っている会社（社員の個性が重要視される人的会社）をイメージしてください。持分会社の社員は、顔見知りであることがほとんどです。お互いの家に行って、ゲームをしたことがあるような関係である場合もあります。

ただし、合同会社は、かなり物的会社である株式会社に近いです。

持分会社の設立の規制

株式会社ほど、厳格な手続は要求されていません。

（理由）①株式会社ほど、利害関係人が多くはなりません。

②会社が債務を履行できなくなった場合に、債権者は、株式会社と異なり、社員に請求できます（合同会社は除きます）。

出資規制の判断基準

会社成立時や加入までに全部の出資をする必要があるかどうかの基準は、「その会社に無限責任社員がいるかどうか」です。個人財産で責任を取る無限責任社員がいる場合には、会社成立時や加入時までに全部の出資をする必要はありませんが、無限責任社員がいなければ全部の出資をする必要があります。

■定款の絶対的記載事項と登記事項（最低限「社員」と「資本金の登記の有無」）の暗記（上記②）

【定款の絶対的記載事項】（会社法 576 条 1 項）

<p>①目的</p> <p>②商号</p> <p>③本店の所在地</p> <p>④社員の氏名または名称及び住所 法人であっても、持分会社の社員となることができます。</p> <p>⑤社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別</p> <p>⑥社員の出資の目的及びその価額または評価の標準 ※資本金の額は、定款の絶対的記載事項ではありません。 ※支店は、定款の絶対的記載事項ではありません。</p>
--

【登記事項】（会社法912条 5～7号, 913条 5～9号, 914条 5～8号）

	合名会社	合資会社	合同会社
資本金			・資本金の額
社員	<p>①社員の氏名または名称・住所</p> <p>②代表社員の氏名または名称（代表しない社員がいる場合に限る）</p> <p>③代表社員が法人であるときは、職務執行者の氏名・住所</p>	<p>①社員の氏名または名称・住所</p> <p>②代表社員の氏名または名称（代表しない社員がいる場合に限る）</p> <p>③代表社員が法人であるときは、職務執行者の氏名・住所</p> <p>④有限責任社員・無限責任社員のいずれであるかの別</p> <p>⑤有限責任社員の出資の目的およびその価額ならびに既に履行した出資の価額</p>	<p>①業務執行社員の氏名または名称</p> <p>②代表社員の氏名または名称・住所（代表しない社員がいない場合も）</p> <p>③代表社員が法人であるときは、職務執行者の氏名・住所</p>

・持分会社の資本金・準備金・剰余金

	資本金		準備金		剰余金	
	存否	登記	存否(※)	登記	存否	登記
合名会社	○	×	×	×	○	×
合資会社	○	×	×	×	○	×
合同会社	○	○	×	×	○	×
cf. 株式会社	○	○	○	×	○	×

※持分会社の場合、資本金としない額は剰余金となる。

商 法

平成30年度（午前択一）

第35問 客から寄託を受けた物品が滅失し、又は客が特に寄託していない物品が滅失した場合に、客の来集を目的とする場屋の主人が負う商法上の損害賠償の責任（以下「場屋の主人の責任」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 場屋の主人は、客から寄託を受けた物品（貨幣、有価証券その他の高価品を除く。）の滅失については、不可抗力によるものであったことを証明しなければ、場屋の主人の責任を免れることができない。

イ 場屋の主人は、客が特に寄託していない物品であっても、場屋の中に携帯した物品（貨幣、有価証券その他の高価品を除く。）が、場屋の主人の使用人の不注意によって滅失したときは、場屋の主人の責任を負う。

ウ 場屋の主人は、客から寄託を受けた物品が滅失した場合であっても、客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を告示していたときは、場屋の主人の責任を免れることができる。

エ 場屋の主人は、貨幣、有価証券その他の高価品については、その物品が滅失した場合であっても、客がその種類及び価額を申告してこれを場屋の主人に寄託したときを除き、場屋の主人の責任を負わない。

オ 場屋の主人の責任は、客から寄託を受けた物品が滅失した時から1年を経過したときは、時効によって消滅する。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

（正解5）

対策のポイント

- ①商法の典型的な構造を理解する（ア・エ）
- ②商行為各論（第2編第2章～第9章）は、具体例のあるものについては具体例を1つは押さえる

■商法の典型的な構造を理解する（上記①）

典型的な商法の条文構造

（原則）商人には民法よりも厳しい責任が課せられている

∵商法は民法の特別法である

（例外）商人であってもあまりにも厳しい責任は負わない

・場屋営業者の責任

新商法 596 条（場屋営業者の責任）

- 1 旅館、飲食店、浴場その他の客の来集を目的とする場屋における取引をすることを業とする者（以下この節において「場屋営業者」という。）は、客から寄託を受けた物品の滅失又は損傷については、不可抗力によるものであったことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。

新商法 597 条（高価品の特則）

貨幣、有価証券その他の高価品については、客がその種類及び価額を通知してこれを場屋営業者に寄託した場合を除き、場屋営業者は、その滅失又は損傷によって生じた損害を賠償する責任を負わない。

・運送人（運送営業）の責任

新商法 575 条（運送人の責任）

運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

新商法 577 条（高価品の特則）

- 1 貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

cf. 商法の制度趣旨は、簡易・迅速

商法 525 条（定期売買の履行遅滞による解除）

商人間の売買において、売買の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約の解除をしたものとみなす。

■商行為各論（第2編第2章～第9章）は、具体例のあるものについては具体例を1つは押さえる（上記②）

第1編 総則

第2編 商行為

第1章 総則

第2章 売買

第3章 交互計算 → 複数の電車・バス会社で使える共通磁気カードにおけるカード販売費と運賃利用の決済

第4章 匿名組合 → 投資ファンド

第5章 仲立営業 → 旅行会社・不動産業者

第6章 問屋営業 → 証券会社

第7章 運送取扱営業

第8章 運送営業 → 宅配会社・鉄道会社

第9章 寄託 → ホテル・旅館（場屋営業）、倉庫業者（倉庫営業）

第3編 海商

【MEMO】

商業登記（記述）で判断できない事項の対処

平成30年度（記述）

別紙8（聴取記録）

5 エース株式会社の平成30年5月30日に開催された臨時株主総会において監査役として選任されたC、D、F及びGと同社等との関わりは、同日時点で以下のとおりであり、別紙1から7までから判明する事実のほか、これら以外に社外性の判断に関わる事実はない。

C 平成13年2月1日～平成14年2月28日 エース株式会社の取締役

平成14年2月28日～平成30年5月30日 エース株式会社の監査役

D 平成13年2月1日～平成18年2月25日 エース株式会社の取締役

平成30年1月30日～同年5月30日 エース株式会社の清算人

F 平成29年6月30日～平成30年5月30日 クローバー株式会社（*）の取締役

G 平成29年6月30日～平成30年5月30日 クローバー株式会社（*）の会計参与

*クローバー株式会社は、エース株式会社（申請会社）の親会社です（別紙5）。

対策のポイント

- ・ムリヤリ登記することができない事項を作らない

【社外監査役の要件】

社外監査役とは、株式会社の監査役であって、以下のいずれにも該当するものをいいます（会社法2条16号）。

- ①その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと

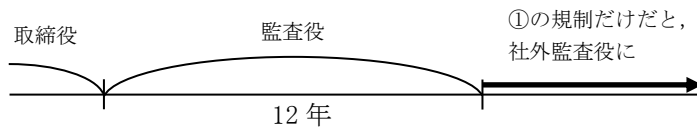
過去に監査される者であった者は、社外監査役にはなりません。

ただし、過去に当該地位に就いたことがあっても、当該株式会社及び子会社と一定期間その関係が不存在であったものについては社外監査役に期待される役割を実効的に果たすことが可能になるものと解しうるため、過去要件に10年の期間が設けられました。

- ②就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあつては、当該監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと

「当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人は退いたが、別ポスト（当該株式会社又はその子会社の監査役）に就いて（社内において）10年間待とう」という脱法行為を防止するために置かれた規定です。

ex. 取締役を退任と同時に監査役に就任し3期（4年×3＝12年）務めた場合、①の規制のみであれば社外監査役となってしまいます。



- ③当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと

「親会社等」とは、親会社又は株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く）として法務省令で定めるものをいい（会社法2条4号の2）、すなわち、当該株式会社の親会社と支配（オーナー）株主のことを指します。

この規制に会計参与が含まれていないのは、子会社の監査役はそもそも親会社の会計

参与にはなれないからです（会社法333条3項1号）。

④兄弟会社（当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く）の業務執行取締役等でないこと

兄弟会社は親会社等の支配下にあるので、兄弟会社の業務執行取締役等は③に類似するからです。

⑤当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る）の配偶者又は2親等内の親族でないこと

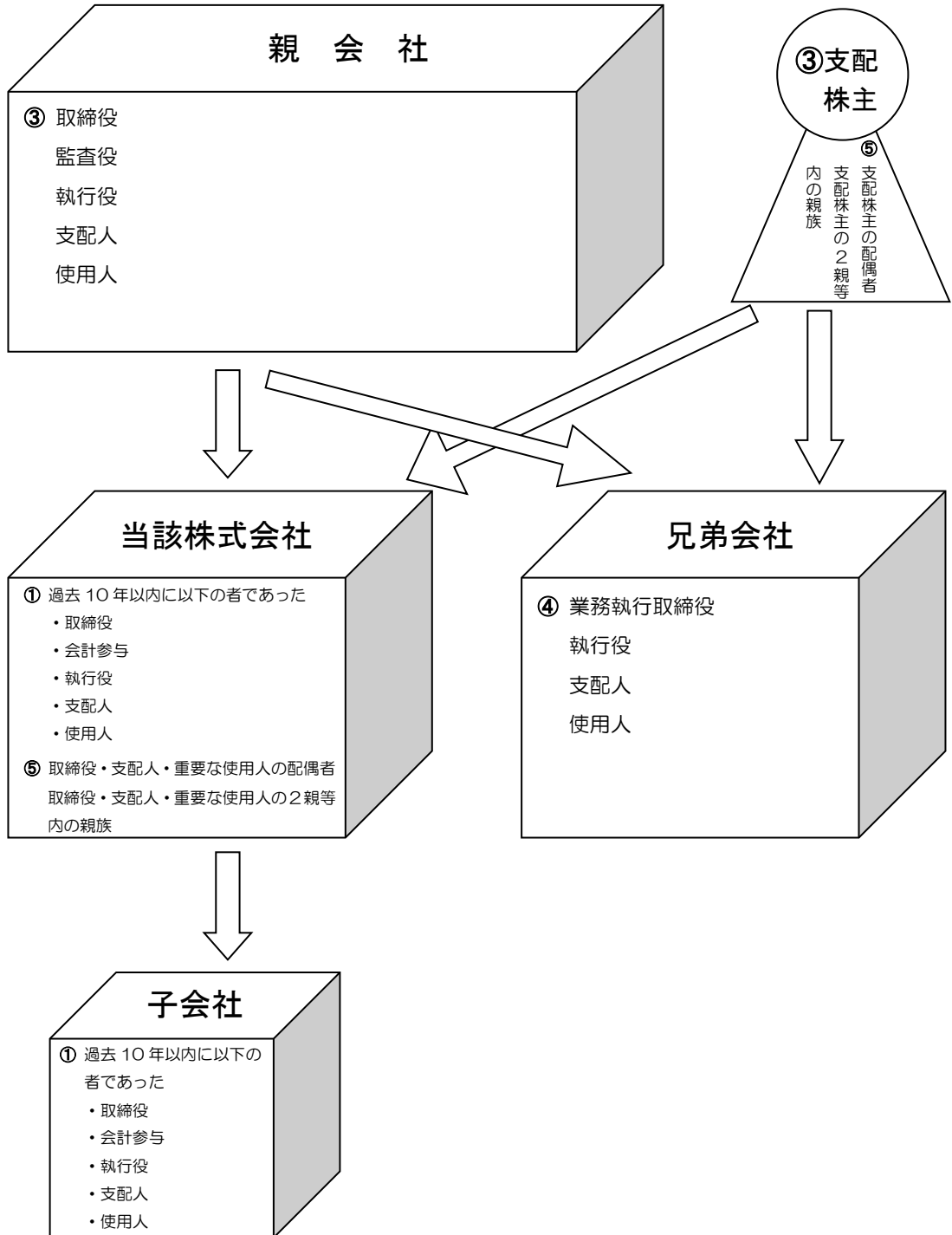
近親者を監視することはできないからです。

なお、「重要な使用人」とは、経営者に極めて近い地位にあつて、経営者と経済的利害を共通にする者をいい、会社法 362 条 4 項 3 号の「重要な使用人」よりも限定された範囲のものを指します。例えば、執行役員はこれに当たりますが、有力な支店の支店長等は当然にこれに当たるとはいえないと解されています。

【社外監査役の要件】

※社外監査役の要件を充たさない者を表示しています。

※②は、表示していません。



株式会社の登記事項は、会社法 911 条 3 項などに規定されています。以下の登記記録に、記述で問われる登記事項を記載します。以下のすべての事項が登記されることはあり得ず、他の登記事項との整合性がないもので、実際には存在しない登記記録です。

なぜこのような登記記録を示しているかという点、本試験までに、何が登記事項かは 0.1 秒考えることなく判断できるようになる必要があるからです。何が登記事項かは、択一を解く前提となります。また、記述では、たとえば、定款が何ページにもわたって示され、その定款から登記事項を答案用紙に写す問題が出ることがあります。その対策として、以下の登記事項を全部言えるようにする必要はありませんが、「これは登記事項か？」と聞かれて、「Yes」か「No」かは答えられるようにしてください。

「そんなこと、できるようになるの？」と思われたかもしれませんが、しかし、本試験までに徐々にできるようになれば OK です。『これは登記事項か?』と聞かれて、『Yes』か『No』かは答えられるようにならないといけない」と最初から意識して、テキストを読んだり問題を解いたりしていると、本試験当日には自然とできるようになっています。

会社法人等番号	1111-11-111111
商号	リアリスティックジャパン株式会社
商号譲渡人の債務に関する免責	当会社は平成 30 年 10 月 1 日商号の譲渡を受けたが、譲渡会社である株式会社辰巳商事の債務については責に任じない。
本店	東京都新宿区新宿一丁目 1 番 1 号
公告をする方法	官報に掲載してする。
	日本新聞に掲載してする。
	電子公告の方法により行う。 https://www.realistic.co.jp/koukoku/index.html 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。 貸借対照表の公告 https://www.realistic.co.jp/kessan/index.html
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	https://www.realistic.co.jp/kessan/index.html
会社成立の年月日	平成 25 年 2 月 5 日
目的	1. スマートフォンアプリの開発 2. 前各号に附帯する一切の業務

単元株式数	100株
発行可能株式総数	3000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株 各種の株式の数 普通株式 200株 優先株式 100株
資本金の額	金300万円
発行する株式の内容	当社は、当社が別に定める日が到来したときに、当社の株式を時価で取得することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式 2000株 優先株式 1000株 剰余金の配当については、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、1株について100円の剰余金を支払う。
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
株券を発行する旨の定め	当社の株式については、株券を発行する。
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区千代田一丁目1番1号 A信託銀行株式会社本店
役員に関する事項	取締役 A
	取締役 B (社外取締役)
	取締役・監査等委員 C
	東京都新宿区新宿一丁目2番2号 代表取締役 A
	会計参与 D税理士法人 (書類等備置場所) 東京都新宿区高田馬場二丁目2番2号
	監査役 E

	監査役 F (社外監査役) 監査役の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある 特別取締役 G 指名委員 H 監査委員 I 報酬委員 J 執行役 K 東京都新宿区新宿一丁目2番2号 代表執行役 K 会計監査人 L 監査法人 清算人 A 東京都新宿区新宿一丁目2番2号 代表清算人 A
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役、監査役の負う同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)または監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする
支配人に関する事項	東京都新宿区新宿一丁目2番2号 M 営業所 東京都新宿区新宿一丁目1番1号
支店	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町一丁目1番地1
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 100個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 1000株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込みを要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 10万円 金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額

	<p>証券取引所に上場されている有価証券であって、当該証券取引所の開設する市場における当該新株予約権の行使の前日の最終価格により算定して10万円に相当するもの</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成34年4月1日から平成34年9月30日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権を行使する新株予約権者は、当会社の役員等でなければならない。一旦退任した場合には、再度就任するか否かを問わず、一切新株予約権の行使をすることはできない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>当会社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>平成32年6月28日発行 平成32年7月3日登記</p>
会社継続	平成32年6月28日会社継続
吸収合併	平成32年6月28日神奈川県横浜市中区羽衣一丁目1番1号株式会社辰巳商事を合併 平成32年7月3日登記
会社分割	平成32年6月28日神奈川県横浜市中区羽衣一丁目1番1号株式会社辰巳商事から分割 平成32年7月3日登記
	平成32年6月28日東京都千代田区千代田二丁目2番2号株式会社LTIに分割 平成32年7月3日登記
存続期間	会社成立の日から満30年
解散の事由	当会社は、群馬県利根郡中岡村に建設中の群馬ダムが竣工したときは解散する
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
特別取締役に関する事項	特別取締役による議決の定めがある

監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
指名委員会等設置会社に関する事項	指名委員会等設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社
解 散	平成32年6月28日株主総会の決議により解散 平成32年7月3日登記
	平成32年6月28日存続期間の満了により解散 平成32年7月3日登記
	平成32年6月28日定款所定の解散事由の発生により解散 平成32年7月3日登記
登記記録に関する事項	設立 平成25年2月5日登記
	平成32年6月28日リアリスティックジャパン合同会社を組織変更し設立 平成32年7月3日登記
	平成32年6月28日東京都新宿区新宿一丁目1番1号リアリスティックジャパン合同会社に組織変更し解散 平成32年7月3日登記 平成32年7月3日閉鎖
	平成32年6月28日東京都千代田区千代田二丁目2番2号株式会社LTIに合併し解散 平成32年7月3日登記 平成32年7月3日閉鎖
	神奈川県横浜市中区羽衣一丁目1番1号株式会社辰巳商事および神奈川県横浜市中区羽衣二丁目2番2号株式会社辰巳サービスの合併により設立 平成32年7月3日登記
	平成32年6月28日リアリスティックジャパン有限会社を商号変更し、移行したことにより設立 平成32年6月28日登記

	平成32年6月28日東京都新宿区新宿一丁目1番1号リアリスティックジャパン株式会社 に商号変更し、移行したことにより解散 平成32年6月28日登記
	平成32年6月28日東京都千代田区千代田二丁目2番2号に本店移転 平成32年7月3日登記
	平成32年6月28日神奈川県横浜市中区羽衣一丁目1番1号から本店移転 平成32年7月3日登記

単純知識だけでは正解が絞りにくい問題

平成30年度（午前択一）

第33問 社債管理者に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 社債管理者は、社債権者が、社債権者集会の決議によって社債管理者を定め、社債の管理を行うことを委託することによって設置される。

イ 各社債の金額が1億円以上である場合には、社債管理者を設置することを要しない。

ウ 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、社債の償還の請求をすることができない。

エ 社債の管理を行うことの委託に係る契約においては、社債管理者が社債権者に対し善良な管理者の注意をもって社債の管理を行う義務を負わないものとするができる。

オ 銀行は、社債発行会社に対して貸付債権を有している場合であっても、社債管理者となることができる。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

（正解4）

対策のポイント

- ①根本的な考え方から考える（エ）
- ②具体例をイメージする（オ）
- ③他の制度と比較する

■根本的な考え方から考える（上記①）

会社法は基本的に強行法規である

■具体例をイメージする（上記②）

社債管理者の具体例

ex. 銀行, 信託会社

■他の制度と比較する（上記③）

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335